

東京電力の原発事故に伴い透析患者へ精神的賠償4万円

福島県腎臓病協議会（以下、福島県腎協）は、福島第一原子力発電所事故当時、透析患者が避難を余儀なくされたり、週当たり透析回数の減や透析時間の短縮を受けたことに対し、精神的損害賠償として4万円を支払うことで東京電力と合意しました。

県外在住で福島県内の医療機関で透析を受けていた人も対象に

対象は、震災・原発事故当時、福島県内の「浜通り・中通り」の医療機関で透析治療を受けていた患者（ただし、避難区域等を除く）です。居住地は問わないため、隣接する県外（宮城、栃木、茨城など）から該当する医療施設で透析を受けていた方も対象になります。

現在自主避難などで福島県外にいる方も対象に

また、現在は会津地域や福島県外へ自主避難、あるいは引っ越されている方も、震災当時、該当する医療機関で維持透析を受けていた方は該当します。

亡くなられた方（遺族）も対象に

さらに、今回の賠償は、震災後亡くなられた方も対象になります。亡くなった方の場合、「請求権は相続される」ことになっていることから「透析患者の遺族」として手続きが出来ます。

問合せ・申込手続きについての窓口は下記のとおりです

福島原子力補償相談室:0120-926-404

受付時間 午前9:00～午後9:00（土日祝も電話可）

電話をかける際は、震災当時の状況をメモ（医療機関名、透析開始日、不安で大変だった状況など）にした上でご相談ください。請求に関する期限はありません。なお、当賠償に納得がいかない場合は、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介（ADR）を申し立てることあるいは民事訴訟を提起することもできます。

福島県腎協と東京電力の話合いは、震災の年から始まり、交渉は難航を極めたそうです。しかし、粘り強く主張・交渉を続けた結果丸4年を要しましたが、ようやく合意に至りました。今回の合意内容は、県腎協が当初提示した賠償案を満足させるものとは言い難いのですが、「透析患者の精神的損害賠償」が国の賠償指針に上乘せされる形で東電から自主的賠償を行う回答を勝ち取ることができたのは、福島県腎協の大きな成果であることは言うまでもありません。また、県腎協では、原発事故により透析患者が被った被害は会員・非会員も同じとの考えから対象者を県内全透析患者としたことも世論の支持を得た要因の一つでしょう。今後、他の障害者団体、難病団体なども追随されるよう願っています。

該当しそうな方が近くにいたら当賠償についてご案内ください

患者会や東電から個々へ案内がいくことはありません。このニュースをご覧になり、心あたりのある方や近くに該当しそうな方がいましたら、当賠償について請求するよう、皆さんからも声をかけくださるようお願いいたします。